

別記

第 6 号様式(第 10 条関係)

住宅取得奨励金返還請求通知書

第 号  
年 月 日

様

多古町長



年 月 日付け 第 号をもって既に交付した多古町住宅  
取得奨励金について、多古町住宅取得奨励金交付要綱第 10 条第 2 項の規定により、下記の  
とおり返還するよう通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 既交付額 円
- 3 返還すべき金額 円
- 4 返還期限 年 月 日まで
- 5 返還方法
- 6 返還理由

注

- 1 この決定に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に町長に対し審査請求をすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に多古町を被告として（町長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、この決定の日から 1 年を経過すると、この決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。